

学校統合に伴う施設整備費の補助の対象について

【担当省庁】文部科学省

檜原市における取組

(現状・課題)

統合スケジュール

檜原市では、小学校2校（白檜南小学校、白檜北小学校）の統合に向けて計画を進めています。

スケジュールでは、令和6年度に白檜南小学校舎で統合校を開校し、令和7年度に長寿命化改良工事を行った白檜北小学校舎へ統合校の運営を移す予定です。最終的に統合校として使用する白檜北小学校舎を全面改修するため、工事期間中に白檜南小学校舎を一時的に使用することが、児童の安全面などを考慮したうえで最善の方法であると考え、以上のようなスケジュールとしました。

学校	令和5年度	令和6年度	令和7年度
白檜南小	通常通り運営	統合校開校	運営停止（廃校）
白檜北小	通常通り運営	校舎の改修工事	統合校の運営を移転

「統合に伴う改修の補助(1/2)」が適用されない

統合に伴う改修工事に対しての国からの交付金は、学校施設環境改善交付金の「〔7〕学校統合に伴う既存施設の改修」があり、その交付金算定は整備費用の「1/2」となっています。

しかしながら、この交付金は「統合前に行う工事」に対して国庫補助することを想定された要綱となっているため、令和6年度に白檜南小学校で改修工事に先立ち統合校を開校する本事業は「統合後の改修」となり、交付金対象外の事業とみなされ、通常の「〔5〕長寿命化改良工事」(1/3)の補助の対象事業となってしまいます。

改修工事を行わない校舎を一時的に活用し、統合を行うメリット

統合前に居ながら工事（3年程度）を行い、工事完了後に2校を統合すれば、統合に伴う改修工事の補助金（1/2）の交付の条件を満たすことができますが、より良い教育環境を1年でも早く実現させるため、また、工事期間中の児童に配慮（学校運営面、安全面等）するため、この事業スケジュールに至りました。

また、居ながら工事を行う場合は工程に伴い教室配置を変えながら工事を進める必要があることから、工期が長くなるだけでなく、工事費用の増大にも繋がります。

なお、令和6年度に統合するのではなく、1つの校舎（白檜南小学校）に2つの学校（白檜南小学校・白檜北小学校）を運営することも検討しましたが、2校分の教職員を配置することは難しい（奈良県教職員課に確認済）、1つの校舎で別々の学校運営を行うことは教育上の観点から好ましくないことは明白です。

そのため、本件のように既存施設を活用した統合を行う方法は、上記の課題を解消しながら効率的に統合事業を進めることができる有効な手法と言えます。

改修工事を行わない校舎を一時的に活用し、統合を行うメリット

- 居ながら工事をする必要がなく、児童の安全確保ができる。
- 工事による作業音が出ない。
- 工事による学校施設の使用制限がなく、学校運営への支障がない。
- 工期が短縮でき、工事費用も大幅に抑えられる。
- 工事中に不足する諸室を確保するための仮設校舎を建設する必要がない。
- 先行して統合を行うことで、閉校する学校の運営に係る費用（物品購入費、施設管理費、人件費等）が早期に抑えられる。
- よりよい教育環境（複数クラス編成など）の整備が早期に実現できる。

【関係市町村】檜原市

国にお願いすること

学校統合後の工事についても「学校統合に伴う既存施設の改修」に係る交付金の対象となるよう、補助金要綱の改正を要望します。

【担当部署】檜原市教育総務課